

---

---

令和5年大和町議会9月定例会議会議録

---

---

令和5年9月1日（金曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

---

出席議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次長兼議事 庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時56分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

会議の前に申し上げます。

ただいま、ご承知のとおり9月末までのクールビズ実施期間でありますので、本会議期間中は上着を脱ぐなど暑さのしのぎやすい服装などで構いませんので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまから、令和5年大和町議会9月定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番穴戸一博君及び2番児玉金兵衛君を指名します。

---

---

#### 日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から9月15日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

---

---

#### 「諸般の報告」

議 長 (高平聡雄君)

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、町長より行政報告があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

議会9月定例会に当たりまして、行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに令和5年大和町議会9月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

本年5月8日から感染症法上の分類が5類に位置づけられ、季節性インフルエンザと同様の扱いとされ、新規感染者数の動向は全数把握から定点把握に変更となりました。5月18日の公表以降、定点医療機関における1週間の新型コロナウイルス感染症患者数の1医療機関当たりの感染者数は増加傾向にありますので、引き続き手洗いなどの基本的な感染対策の徹底が求められております。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、重症化リスクを減らす目的のもと、高齢者など重症化リスクが高い方を対象としつつ、全ての方に接種機会を提供するため、引き続き近隣市町村及び黒川医師会等の関係機関と連携、協力をしながら接種体制を確保し、ワクチン接種を円滑に進めてまいります。

次に、吉岡西部地区土地区画整理事業につきましては、本年5月から本格的に造成工事を行っており、また、宮城県では関連する都市計画道路・北四番丁大衡線の吉岡大衡工区の詳細設計業務が順調に進められております。

現在、県と町がそれぞれ進めております道路改良工事等により、吉岡中心市街地、仙台北部中核工業団地群及び大和インターを結ぶ環状交通ネットワークが整備され、今後も引き続き仙台北部地域全体の産業を力強く牽引できるものと期待しているところであり、町といたしましても1日も早い事業の完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、吉岡小学校改築事業についてであります。建築工事に着手するための入札を9月6日に実施することで準備を進めております。なお、今会期中に工事請負契約について追加提案する予定としておりますので、よろしくお願いたします。校舎建築工事の完成につきましては、令和7年2月末を目指しており、工事期間中は子供たちの安全を最優先として事業を進めてまいります。

次に、町内立地企業の動向についてご説明申し上げます。

東京エレクトロン宮城株式会社様におかれましては、6月にプラズマエッチング装置の開発を担う開発棟の建設に着手されました。新たな開発棟は令和7年5月の完成を目指しており、新棟の完成により研究開発体制の強化が図られるとともに、最先端の技術革新にいち早く対応できるなど、同社様のさらなる躍進が期待されており、今後ますますの発展をご祈念申し上げますところでございます。

次に、8月6日に開催いたしました第29回まほろば夏まつりは、好天に恵まれ、町内外から約1万4,000人の方々にご来場いただいたところでございます。野外ステージでは仙台育英学園高等学校の書道部によるパフォーマンス、七ツ森太鼓や歌のステージなどで大きな盛り上がりの中、祭りはスケジュールどおり進行し、フィナーレのまほろば夢花火で盛会のうちに無事終了することができました。

また、同時に開催となりましたたいわ商工まつりでは、特に飲食ブースで大きな賑わいとなったところであります。

これらの祭りの成果は、町民の皆様をはじめとしますボランティアの皆様、そして夢花火募金へのご協力をいただいた方々など関係者皆様の支えによるものであり、改めて心から感謝申し上げます。

次に、大和町の子供たちも部活動などで優秀な成績を収めております。

大和中学校では、個人戦において水泳と柔道、さらに団体戦では柔道が全国大会に出場しました。

宮床中学校では、女子ソフトテニス部、女子卓球部がそれぞれ東北大会に出場しております。

コロナ禍にあつて学校の行事や部活動が制限される中にあつても、大きな目標に向かって練習に励んできた子供たちの努力をたたえ、今後ますますのご活躍を期待するところでございます。

次に、令和5年度の普通交付税でございますが、総務省が7月26日に算定結果を公表いたしました。本町は再び普通交付税の不交付団体となっております。前年度は当初不交付団体となっておりますが、物価高騰の影響等により、国が年度後半に再算定を実施したことにより交付団体となりましたが、本年度は前年度の町税収入の実績等を踏まえた基準財政収入額の増加が不交付となった主な要因となっております。なお、全国の不交付団体は前年度から4団体増加し77となり、宮城県内の不交付団体は本町のみとなっておりますが、今後も信頼される健全な財政運営を図ってまいります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第60号は、大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、令和5年5月11日に「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正に伴い、マイナンバーカードと同等の機能を搭載する移動端末設備、これはスマートフォンでございますが、を利用し、コンビニにおいて印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう所要の改正を行うもの。

議案第61号は、大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例、議案第62号大和町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第63号大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、令和5年4月1日に道路法施行令が改正されたため、本町が定めているそれぞれの単価について地価水準等の動向を考慮し、定められている道路法施行令の改正に合わせた所要の改正を行うもの。

次に議案第64号から第70号の令和5年度大和町一般会計ほか6つの特別会計等補正予算についてご説明申し上げます。

議案第64号の一般会計につきましては、補正予算額2億5,736万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を151億9,503万4,000円とするものであります。

歳出につきまして、主なものについて申し上げます。

農林水産業費は、飼料高騰対策といたしまして畜産農家に対し補助金を交付するほか、林道橋補修工事における廃棄物処理費を追加するもの。

土木費は、除融雪費を計上いたしましたほか、吉岡西部土地区画整理事業の進捗にあわせて特別会計への繰出金を追加するものであります。

これら以外に、4月の人事異動によります人件費の調整として、人件費計上費目の補正と関連する会計間の繰出金の調整を行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、固定資産税6,827万5,000円、県支出金612万3,000円、地方債680万円などをもって措置するものであります。

また、議案第65号以下の特別会計におきましても人件費調整を行ったほか、議案第66号の介護保険事業勘定特別会計につきましては令和4年度分の介護保険給付費の確定による償還金を、議案第68号の吉岡西部土地区画整理事業会計では造成工事に伴う移転補償費を、議案第69号の下水道事業会計につきましては合併処理浄化槽の追加による増額のほか、議案第70号の水道事業会計では根古・若畑配水地の次亜塩素酸注入ポンプ修繕費用等を追加するものであります。



認定第1号から第11号は、令和4年度各種会計決算でございます。

予算編成につきましては、地方財政計画の内容を踏まえ、国の取組と歩調を合わせながら、町税を中心とした収入見通しと、令和4年度から6年度までの中期財政見通しを作成し、歳入及び性質別歳出の見通しを作成した上で、第5次総合計画に基づき、単年度ごとの政策、事業執行に加え、複数年度にわたる町の課題への計画的対応を図ることとしたものであります。

当初予算174億7,348万円に、年度中の補正額15億4,890万円と、令和3年度からの繰越額7億385万円を加え、令和5年度への繰越額10億9,933万円を減じた186億2,690万円が決算対象額となるものであります。

最終予算に対する収入済額及び支出済額の比率は、歳入が97.0%、歳出が91.1%となっております。

個別会計ごとには、一般会計の歳入決算額は142億5,896万円で対予算比97.8%、対する歳出決算額は132億6,025万円で対予算比91.0%となりました。

形式収支は9億9,871万円となり、繰越財源4億5,264万円を差し引いた実質収支額5億4,607万円のうち2億8,000万円を財政調整基金に繰り入れることとしております。

国の決算統計に基づく普通会計、これは一般会計及び奨学事業特別会計でございますが、この普通会計の主なものを見ますと町税収入は71億6,387万円で、前年度と比較して12億5,994万円の増となりましたが、これは法人町民税が前年度より10億3,789万円の増収となったことによるものであります。

また、地方交付税は、当初は不交付でありましたが、再算定の結果1,371万円の交付となりました。

特別交付税は、除融雪経費等が考慮され2億4,658万円となり、震災復興特別交付税は復興特区の固定資産税の減免額の一部が同交付税として算定され6億9,774万円となりました。

地方交付税全体では9億5,805万円となり、前年度と比較して3億3,576万円の減となっております。

国庫支出金は24億2万円、これは前年度比75.2%でございますが、前年度より7億9,210万円の減となりましたが、これは前年度に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要した費用等の減少が大きかったことが要因であります。

県支出金は8億7,498万円で前年度比79.4%となりましたが、こちらも前年度にコロナ禍による事業者支援等の補助金が大きかったものであります。

町債は2億7,050万円、前年度比92.0%となり、前年度より2,350万円の減少となり

ました。この結果、自主財源と依存財源の構成比は60.1%対39.9%となり、前年度の51.7%対48.3%より自主財源が8.4ポイント増加しておりますが、要因としては自主財源のうち町税収入が12億5,993万円、率にして21.3%の増加となったことによるものであります。

次に、普通会計の歳出を性質別経費について見ますと、人件費は15億5,141万円、前年度比100.6%、扶助費は27億5,701万円、前年度比94.7%、公債費は6億1,941万円、前年度比102.8%で、これら3経費合計の義務的経費につきましては49億2,783万円、前年度比97.5%となり、歳出全体に占める割合は37.1%で、前年度より1.6ポイント増加しております。

次に、投資的経費は14億4,095万円、前年度比81.7%と3億2,311万円の減となりましたが、これは認定こども園整備事業に対する補助が完了したことによるものが大きな要因であります。

物件費は29億8,571万円、前年度比118.4%となりましたが、これは吉岡小学校改築事業に伴います仮設校舎等賃貸借が始まったことにより増加しております。

維持補修費は3億3,540万円、前年度比69.2%で、除融雪業務の減少が主な要因となっております。

補助費等は23億2,699万円、前年度比104.6%で、コロナ関連事業、上下水道料金の基本料金減免による繰出金等の増加が主な要因となっております。

積立金については、令和3年度は吉岡小学校改築工事等に備えて基金へ積立てを行ったため大きく増加しておりましたが、令和4年度は7億8,651万円の減少となりました。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要であります。このほか国民健康保険事業勘定特別会計をはじめ、各種会計も全て黒字決算の状況となっております。それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を認識しながら、各特別会計の健全経営を図ることが必要であると考えております。

報告第9号は、令和4年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の審査を経て報告いたすものでございます。

以上が提出しております議案の概要であります。今会議期間中に条例改正1件、契約案件並びに人事案件を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

### 日程第3 「一般質問」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7 番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

皆さん、おはようございます。

浅野町長とこの場で議論をさせていただきまして、30回目にして初のトップバッターということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は、地域課題の解決に向けた一般質問でありますので、特に2件目に関しては前向きなご答弁をいただければと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1件目でございます。

事故繰越計算書の内容についてお尋ねをいたします。

本年6月定例会議において、6件の事故繰越が報告されました。事故繰越は、諸事情により契約期限（年度内）に事業（工事）が完了または完成できなかったものと理解しております。

そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、6件の事故繰越の中でも、遊水地対策工事（舗装工事）及び子育て支援住宅建築工事は、施工状況の不良や室内の化学物質の一部調査不足となっておりますが、そこに至った経緯と詳細をお尋ねをいたします。

2 要旨目、上記の事故繰越が起きた要因をどのように分析されているのか。

3 要旨目、行政では、多岐にわたり工事を行っております。工事の計画・発注や施工計画・管理等に関わる専門職（いわゆる技術職）の職員数が不足しているのではないかと考えますが、ご答弁をいただきます。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの馬場議員の事故繰越計算内容についてのご質問にお答えをします。

歳出予算の繰越しにつきましては、主に繰越明許費と事故繰越がございます。

繰越明許費につきましてはあらかじめ議会で予算として定めるのに対し、事故繰越は災害や避けがたい事故等により、年度内に支出が終わらなかったものであり、予算執行上、町長が行うものとされております。

令和4年度から令和5年度へ事故繰越した案件につきましては6月の定例会議で報告いたしました。一般会計で6件となっております。

主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う資材の調達、人員の確保が困難であったもの、また関連事業との調整に時間を要したものや発注済みの工事においては施工中にさらなる追加工事が必要になったもののほか、ご質問の工事では不具合箇所の調査、指示、補修に時間を要したもの、必要となる調査に不足があったケースなどであります。

初めに、1要旨目の遊水地対策工事及び子育て支援住宅建築工事は、施工状況の不良や室内の化学物質の一部調査不足となっているが、そこに至った経緯と詳細についてでございます。

遊水地対策工事は、竹林側、遊水地整備の環境対策といたしまして、湧水地内の主要な農道の路面砕石等の流出防止を図る目的といたしまして施工延長は1,286メートル、幅員2.5メートル、舗装面積3,310平方メートルの舗装工事を実施したものでございます。

今回の工事は指名競争入札によりまして令和4年7月28日に契約をし、道路に係る排水施設の施工や降雪による冬季期間等の変更契約を行いながら、令和5年2月13日に完了し、完了届を受領したものであります。

その後、大和町工事検査規程、工事検査執行要領に基づきまして、専門検査員による検査を令和5年2月24日に実施したもので、検査につきましては設計図書に基づき、関係書類及び各資料により出来高を確認するとともに、品質形状を一部抽出し検測確認したものであります。

その結果、工事の一部区間に多数の舗装面クラックが発生しており、その原因究明と対応策について検討を要することから、検査結果については保留相当としながら判

定を否としたものであります。

その後2月28日に当該箇所の舗装版の一部を抜き取り確認をした結果、クラックが舗装内部にあったことが判明し、さらに調査を実施した結果、延長38.1メートル区間に舗装厚の不具合があったため、補修を要する範囲、補修方法等について協議を行い、その結果、38.1メートル区間の舗装打替えを実施するように3月29日に現場で立ち会いながら請負業者に指示したものでございます。

その後、補修工事の施行が4月12日まで要することとなり、事故繰越したものでございます。

次に、子育て支援住宅建築工事、宮床地区その1、その2についてであります。

今回の工事は宮床地区に4戸の住宅を建築するものとしまして、2戸分に分割し、その1、その2工事としまして一般競争入札により令和4年8月26日に開札をし、9月16日に大和町議会の9月定例会議におきましてご承認いただきながら9月20日に建築工事に着手したものであります。

その後、令和5年3月28日付で工事完了届を受理し、大和町工事検定規定、工事検査執行要領に基づき、専門検査員の検査を令和5年3月30日に実施したものであります。

検査の中で各戸ごと実施するホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定調査の実施が1戸だけの実施となっており、その他の住宅については調査が未実施となっていたため、測定値が基準値以内かどうかの判断がつかないことから検査結果が否となったものであります。

このことによりまして、追加調査を3月31日に実施し、調査結果の確認が4月1日までの日数を要することとなったため、事故繰越としたものであります。

次に、2要旨目の事故繰越が起きた要因をどのように分析しているかであります。

遊水地対策工事につきましては、施工箇所が竹林側遊水地内の河川区域であることや、農繁期を外して施行となったほか、農道に埋設されています下水道施設の管理者との調整など施工期間に制約が生じたことや、検査実施後に補修範囲の決定についても慎重に調査を行うなど補修施工期間等が年度末になったことも事故繰越となった要因の一つと考えております。

また、子育て支援住宅建築工事は令和5年度早々に入居することになっているため、年度末までには完成しなければならないことや、工事着手に際しても3回の入札を要した後の令和4年9月20日となったことにより十分な工事期間が取れなかったのも事故繰越となった要因の一つと考えております。

最後に、3要旨目の専門職、技術職の職員が不足しているのではないかについてでございます。

本町の技術職のうち土木建築系の職員は15人となっております。そのうち管理職を除く一般職員は11人となっております。現在はこの人員で公共事業に対応しておりますが、今後の土木建築関係事業については大規模、小規模の事業が続きますことから、10年ほど前から土木系の技術員を継続して募集しているところではありますが、応募がない年もありました。近年の採用状況につきましては令和3年度に1人、令和4年度は合格者がおりましたが辞退となったところでございます。

また、専門職の職員不足に対応するために、宮城県建設センターへの業務委託や研修派遣により知識の習得を図っているほか、職員採用の募集に際し社会人経験枠、土木系でございますが、そういったものを設けるなどの対応をまいりました。

しかしながら、令和5年8月に宮城県土木部で開催した市町村担当課長連絡会議でも土木系技術職員は宮城県をはじめ各県内市町村でも不足しているというご意見もあったところでございます。

本町としましても、土木系技術職員の確保は公共事業を推進するためにも必要事項と考えておりますことから、今後も引き続き募集を図ってまいります。

以上です。

議長 (高平聡雄君)  
馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

丁寧にご答弁をいただきました。

まず1点目なんです、この事故繰越に関しての町長の認識とといいますか町執行部の認識というものはどういうものなのかをお尋ねをします。

議長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

事故繰越というのは先ほども言いましたけれども、繰越明許とまた違った状況でございます、本来そういった予定ではないとといいますか、年度内に仕上げるものであ

るということで、そういった形で仕事に取り組んでいるところでございます。

どういった認識ということですから、そういうことから言えばそういったことはあってはならない、あるいはなるべくできるだけ出さないようにということがあるところでございまして、そういった認識はしっかり持っているところでございますが、工事ですのでやっぱりきちんと仕上げなければいけないということもありますし、言い訳になってしまいますけれどもそのような条件といいますか、そういうことがあってやむを得ず我々も認めているところでございます。

どういった認識であるということであれば繰り返しになりますが、そういったことがないようにしっかりやっていくということで、打合せとかそういったものをもっとこれまでの検証をしながら、そういったことをやりながら、こういったことが起きないように事業に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

そのとおりですね。もう2要旨目に入っているようなご答弁がございましたが、やっぱりこれ原資、税金なんですよ。そういう意味ではやっぱり年度内、工期内に収めるのが当然行政の仕事だろうと私も思います。

今回、この工事をされたのは町内の業者さんだということを伺っておりますが、私もどちらかといえば立場上は町内業者さんをもっと使うべきだと思っている立場でございまして。ですが、やっぱり厳しいことを言わせていただければ、こういう工事をされては非常に困る。そして、さらには同じような業界にいる方たちが同じように見られてしまうんですよ、これ。町内業者に頼むとこういうふうになっちゃうのかという意見も私聞きましたし、例えば我々議員ですけれども、ある議員さんが研修に行っているのに観光地で写真を撮る。それをすると我々もなぜか地方議員なのに議員さんってああいうふうに見察に行くと遊びに行っているんですかとそういうふうに見られちゃうんですよ。ですから、やっぱり業者さんとしっかり打合せをしていただきたいと思いますし、その辺は2要旨目に入っていきたいと思うんですけれども、このご答弁にもございました。打合せをしているという話があったんですけれども、これどうやらもともとの施工箇所の地盤というんですかね、ここを舗装してくれというときのもうその路面がちょっと悪かったんじゃないかということもありますし、本当にこの担

当課とももちろん発注する課と打合せが綿密だったのかどうかという、ちょっと業者さんも含めてちょっとまだ見えないところがあるんですが、その辺のご認識についていかがですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

工事を発注するに当たりましては設計を組むわけですが、そのときにはそういう状況を確認をして設計を組むわけですが。ですから、設計段階ではそのやり方で間違いがないということで発注をして、業者さんとも打ち合わせるようになります。ただ、工事の中でどうしても舗装厚とかそういったものが変わっている場合とかたまに出てくる場合がございます。これについては、現場をやっていかないと見えないところがあったり、あとは意外なものが埋まっていたりとかそういったことがあって工事業者のほうでも苦勞される部分があったように思っています。

そういったときは常に打合せをしてやっていくということになりますので、そういったことの綿密な打合せというのはしっかりやれているというふうに思っておりますけれども、何ていいますか、最初からのやり方について不足があるといえますか、まだ検討が足りなかったのではないかなというようなことについてはそれはないというふうに思っております。設計の段階ではきちっとやっているところでありまして、そういった状況でありますので、ただ土の中とかというのはなかなか見えないところもあったりするので、言うてはいけない言葉かもしれませんが不測のことがあるということも実際現実的なところはあるといってございまして。その辺につきましては業者さんの協力もいただきながらそういった遅れがないようにとか、そういったところでやっていかなければいけないと思っております。

それから町内業者とか町外業者とかいろいろお話ありましたけれども、町のほうでは地元の業者さんということはもちろんそういったことを考えますけれども、仕事でございまして、そういったことについては仕事がきちっとできる業者さんをとということで選定をしておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。



7 番 (馬場良勝君)

少し1要旨目と重なってしまうんですけども、1要旨目で言われた中では舗装厚が足りなかったとか、2要旨目の中では施工時期に制約が生じたとかいろいろ分析はなさっている。でも施工時期の制約とかって農繁期とかってそういうのは普通にこれまでの工事もやってきていますよね。そういう意味ではやっぱりどちらかがそういう部分に配慮が足りなかったのがあったんじゃないかと私は見ているんですが、その点について町長、今一度ご答弁を。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

工事を発注するに当たっては工期というのは当然農繁期であるとか、例えば雨の時期であるとか、そういったことも考慮をして期間を見るところでございます。

今回の発注についてはそういうことで見ておったところでございますが、この検査する期間の、検査というのは完成検査ですね、そういったものが見つかってどうやっていこうかというものについての確認作業とか、そういったものについてもちょっと時間がかかったところがあったものですから、そういった形でちょっとずれ込んでしまったこともあったというふうに思っております。

綿密な打合せというのはやっているところでございますので、どこまで、何ていうんですか、100%のものを求めての打合せは当然するべきだというふうに思っております。工期が延期ありきとかそういった形での仕事をやっているわけではございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

私もこれについて少し町内業者さんともいろいろ意見を交わさせていただいたんですけども、町内業者さんに聞いたのは、町の担当をしている職員さんが全員とは言いませんけれども随分横柄な態度で「やっつけよ」みたいな話で来る方もいらっしゃる

るようなご指摘もありました。やっぱり何ていうんでしょうね、業者さんもやっぱりいい仕事をしたい。そういう意味では職員さんも発注する側とすればもう少し丁寧な、べったりとは言いませんけれどもそういうふうな発注の仕方、お互いいい仕事をするという気概が必要なんではないかと思います。

その上でもう一点お尋ねをしますが、これ書類の不備が子育て支援住宅のほうはというのもあったかと思うんですけれども、これ途中で例えば見つけることができなかつたのかというちょっと疑念があるんですが、その辺どうですか。答弁を求めます。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

市営住宅の横柄な態度ということがあったということでございます。もしそういうことがあったとすればこちらは大いに反省をしなければいけないという、威張った立場でもなく対等の立場で仕事をやるわけでございますので、それについてはもしそういうことがあったら遠慮なくご指摘いただきたいというふうに思います。

それから子育て支援住宅についてその以前に分からなかったかということでございますけれども、これは建物の簡単に言えば臭いの検査でございますね。それを完成したときにそれがどのぐらいあるかというものを見るものですから、その前段でやっていたかやっていたかというのを確認するというか、それはちょっと難しかったので、要するに完成したときにそういう検査をするということでございますので、打合せの中で再度きちっと確認をすればということがあったかもしれませんが、以前にそれが確認は以前にできますけれども検査についてはすぐできるということはないのでそこはご理解いただきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

今町長おっしゃいました。書類の確認ということで、これ恐らくこのぐらい、多分もっとですかね、枚数にしたら。書類を出さなきゃないかと思うんです。その中で、やっぱり何度か打合せというか契約をするときに、この書類を出してください、この

書類を出してくださいって提出書類はあるはずなんですよ。例えば、何だろう、どこの位置でやるか分からないですけども、その経過で今回確認ができたのではないかと思うんですよ。それを例えば、職員が要は業者任せにしておいて最後の最後でどんと出されたときにこれ足りないよといったようなこともあるようです。ということは、やっぱり何かの段階、どこかの段階で何かが足りてないと私は思うんです。その点についていかがですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
検査の確認といいますか打合せの中でここもこうです、ここもそれぞれに1棟ずつやるんですよというような確認とかそういったものが抜けてしまった部分があるのかもしれない。これは私の勝手な臆測で話して申し訳ないんですが、2棟あるものから1棟1棟同じものを造っているの、片方やったら同じじゃないかと思っちゃったりするのがあってはいけないことですけども、そういうことも素人で考えて思っています。ただそういうことがあってはいけないので、そのことについてやっぱり検査の事項の中でこれらについては検査がありますよねと。1棟1棟ですよとかとそういった確認はやるべきだったんだというふうに思っています。その辺がちょっと足りなかった部分については反省しなければいけないというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）  
その上で、今のご答弁も含めた上で3要旨目なんですよ。要は、技術職の職員が不足しているからどこかで肝腎なところが抜け落ちてしまうんじゃないかと私は思うんです。ですから、やっぱりチェックしているんなら角度からいろんな職員がチェックすればやっぱり失敗って私防げると思うんですよ、ミスって。以前にもお話ししましたけれども、やっぱり小さいミスがどンドンどンドン重なっていくと大きなミスになるんですよ。もちろん事故繰越ですから小さいミスとは私は思いませんが、やっぱりそういう意味ではご答弁いただきましたけれども、難しいという、各町村という

お話でしたけれども、現在ご答弁なかったんですが、本町としてこういう専門職、技術職員が足りていると思いますか、足りていないと思いますか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、町の仕事が大分増えてきております。そして技術職の方も幹部になるとか、あるいは退職される方もおったり、定年ですね。そういうことがありますので、十分しっかり100%足りているかと言えば、今の大和町の仕事の中ではなかなかまだ足りていない部分があるというふうに思っています。したがって毎年募集もかけておりますし、様々な工夫もしているところでございます。技術職、どこでも足りないという言い方をしたらそれでおしまいなのかもしれませんけれども、足りない状況がありますので、ですから例えば委託をして管理を任せるとかそういった方法も当然やっていかなければいけませんし、あと技術職でなくてもそういった学校出てきている人たちを派遣をして勉強してもらおうとか、そういったことも今やっているところでございます。十分足りているのかといえばこれは役場の職員の全体の数についてもそういう話になってくるとなかなか難しい、十分ではないという部分があるというふうに思っておりますけれども、そういった中でいろんな工夫をして足りないと言っておられませんので、仕事はありますので、そういったしっかりした仕事ができる体制づくりというのはやっていかなければいけないというふうに思って今も取り組んでいるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

足りていないという認識でよろしいかと思っておりますけれども、私もそう思います。

他市町村の議員さんとお話をすることもあるんですが、その方がおっしゃっていたのはまあまあ大きい規模の議員さんなんですけれども、一生懸命技術職の職員を育てても途中である程度こう使えるという言い方どうですかね、仕事ができるようになってきたらもっと給料のいいところに抜けていっちゃうんだという話を聞いて、あなた

の自治体でもそうですかという現状らしいです。いわゆるどこでも、要は多分一般企業でも足りないところが結構あるんじゃないかと私も思うんです。でもそうは言っていられませんから、やっぱりこういう課題が出てくるということは私はこの技術職の職員が足りないのが要因にあるのではないかと思いますし、やっぱり育てても、たとえば、たとえばという言い方は失礼かもしれませんが、スキルアップでほかのところに行くかもしれませんけれどもそういう人材を育てるとするのは日本にとってもいいことなのかもしれません。ぜひ、もちろん業者さんにもいい仕事をしてもらおうと。職員も税金を使って発注するわけですから、しっかりと厳しい目でお互いいい仕事をすればいいだけですから、そこを今後もやっていただければと思いますし、また何か今では逆にこれも業者さんに聞いたんですけれども、コンサルとかにいいようにやられちゃうよという話も伺っています。いろいろ今世の中世間を騒がしていますけれども、そういうことももう出てきているわけですよ、現実には。

ですから、今後のこういう職員を採るという意気込みをいま一度ご答弁いただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった専門職の必要性というのは認識しておりますし、今現在も募集もかけております。そういった中でありますので、これを継続していくということと、あとは工夫といいますかさっきも言いましたように派遣をしてスキルアップするとかそういったこと。あと仕事を少し選ぶといいますか、そういったことも必要になってくるんじゃないかというふうに思います。今仕事量がすごく増えております。そういった中でやらなければいけないのは全てなんですけれども、それについて何を優先させるか、そういったこともきちっとやった中で仕事をやっていかないと、何もかにもなってくると、ちょっとこういう言い方、大変申し訳ないんですが、仕事のやるほうも今限られた人数でやっているものですから、そういったことでありますので、やっぱりそういった仕事を選ぶという言い方おかしいんですけれども優先順位をきちっとするとか、そういったことのメリハリといいますか、そういったこともやっていって町民の皆さんとか議員の皆さんのご理解をいただきながらですけれどもそういうやり方も考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

なお、技術員といえますか、人員についての不足についてはこれからも大事なことでおっしゃってありますし、そういった派遣とかそういった考え方、いろいろ工夫しながらいい仕事ができる体制づくり、これからもやっていければというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

今の最後の町長の言葉に集約されているかと思えます。

今は財政がよくていろいろある程度工事とかもでき始めるんですけども、今後やっぱりだんだん厳しい局面が様々なことについて出てくるかと思うんですよね。そういう意味ではやっぱり今いる執行部の方々、若手の職員の方々、やっぱり高い意識を持って税金をきちっと使うというんですかね。そういうのを目指して高い意識を持って職員の方々には今後も精励させていただければと思います。

以上で1件目を終わりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午前11時5分とします。

午前10時54分 休 憩

午前11時04分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それでは2件目、質問をいたします。

地区委託の除草作業についてお尋ねをいたします。

本町では、町道や運動用グラウンド等の除草作業を各地区に委託をし、地区の環境

を保全しているところでもあります。そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、本町から町道及びグラウンド等の除草を委託している地区数と委託費は。

2 要旨目、地区の除草作業参加者の高齢化等の理由により、参加人数が減少傾向にあり、それに伴い1人の作業時間が増加していると聞いております。町ではどのように捉えておるのでしょうか。

3 要旨目、例えば大和町地域振興公社において、乗用やラジコン除草機を購入し、各地区にレンタルすることにより、除草作業の負担軽減を図るべきと提案いたしますが、ご答弁をいただきます。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの馬場議員の地区委託の除草作業についてお答えをします。

日常生活において、地区の皆様が利用する身近な公共施設の環境美化を推進し、施設を良好な状態に保つため必要となる除草等作業につきましては、各地区のご協力をいただきながら、施設の維持管理に努めているところでございます。

初めに、1 要旨目の町道や運動用グラウンド等の除草作業を委託している地区と委託費は、についてでございますが、各地区にお願いしております除草作業につきましては、町道関係といたしまして令和4年度では19地区で実施していただいております委託金は434万6,000円であります。また、公園関係といたしましては公園内の除草のほか樹木の剪定等の管理も含んでおりますが、4地区で191万円。児童遊園関係では除草のほかに施設の点検も含んでおりますが、4地区で14万円。町管理の運動場グラウンド関係では教育ふれあいセンターが3地区70万3,000円。レクリエーション広場は5地区67万1,000円となっております。なお、施設によって、地区やスポーツ協会に作業をお願いしているところでもあります。

次に、2 要旨目の高齢化等の理由により1人の作業時間が増加していると聞かすが、町ではどのように捉えているかについてでございます。

町道関係であります。各地区にお願いしております町道の除草作業箇所は、路線ごとに勾配があるのり面や防護柵等の支障物がある場合とおのおの条件が違ってまいります。

また、各地区での作業参加人数のほか、除草機械の操作経験等によりまして作業

時間が変わってくるものと考えており、町といたしましては、各地区の、特に年度ごとの除草作業時間の把握については難しいものとなっております。

このことから、除草作業を各地区にお願いする場合には、区長さん等を通じまして、事前に作業する路線や範囲を調整させていただき、場合によりましては路線の範囲を増減するものとしております。また、公園関係につきましても、町道と同様に事前に調整しているものでございます。

最後に、3要旨目の大和町地域振興公社において、乗用やラジコン除草機を購入し、レンタルにより除草作業の負担軽減を図るべきと提案するが、についてであります。

除草作業の効率化を図る上では、乗用やラジコン除草機を利用することは有効であるものと考えておりますが、除草する際の障害物や一定の刈り幅の有無によりましても変わってくるものと考えております。

町では、大和町河川愛護会に貸出しを行っています乗用除草機1台及びラジコン除草機1台がありますことから、利用につきまして、今後各地区のご意見も聞いてまいります。

また、提案の大和町振興公社の機械レンタルにつきましては、地域振興公社の意向も聞きながら課題も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長 (高平聡雄君)  
馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

地域課題の解決ということでこの質問をさせていただきます。

私この一般質問を提出してからなんですけれども、いろんな地域の方から「議員、そろそろ草刈りできなくなってきたぞ」という意見をなぜか数人の方から言われるという不思議な現象が起きましたけれども、その上で再質問に入っていきたいと思うんですが、1要旨目の私先ほどちょっと計算してみたら合わせると700万円ちょっと、800万円ぐらいですかね。この金額なんですけど、仮にこれを全て外部委託をした場合の概算の事業費というのが出るかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

その件につきましては、課長のほうから説明します。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは馬場議員の除草の地区委託を業者のほうに頼んだらどのぐらいかかるかというようなご質問と受けております。

町道関係でちょっと回答させていただきますが、19地区に約23万9,000平米ほどお願いしていますので、こちらを仮に業者のほうに委託すると諸経費別として人件費を考えますと約2,300万円ほどとなっております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

大きい金額ですよ、町にとっては。それを今、地域の方々にご協力をいただいて、もちろん町の財政にも貢献していただいているような、恐らくほかの部分も入れたらもっと、公園とかふれあいとか入れたら相当な金額になるのではないかと今伺って思いました。

それだけ貢献をいただいているということで、2要旨目に入っていきたいと思うんですけども、過日の新聞報道で22年度の除草作業で転倒等の事故は県内で16件という報道がございました。多いか少ないかは別としても私もお手伝いさせていただきますけれども、草刈り機械を背負っていますので、転倒するとやっぱり周りにも巻き込むおそれが容易に想像できますよね。私の実は友人も、他県ですけどもそれによって亡くなった方もおります。ぐらい危ない機械を我々は常に使用していますし、地域に行くと、ややもすると80歳ぐらいの方がご協力いただいて、本当に足を曲げるというかそういうふうになりながらも参加していただいて本当にありがたいなと思いますし、行けばやっぱり「議員、そろそろ考えてくれたらいいんじゃないのか」とい

う声も大分聞いてございます。

さらには今年度に関しては熱中症ですね。朝、確かに7時、8時ぐらいからやるんですが、もうその頃暑いんですよね。そういう意味ではやっぱり今後、今後というかこれからこういうのがずっと続かれると非常に困るんですけども、私としても。やっぱりかなり地区の環境変わってきているのかなと思うんですけども、そのご答弁の中で各地区の特に年度ごとの除草作業時間の把握については難しいとはおっしゃるんですけども、把握はできると思うんですけども、その辺についてご答弁いただければと思いますけれどもいかがですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

把握が難しいということにつきましては、これは要するにその年その年でやっぱり状況が変わってこられるわけです、地区ごとに。ですから、そういったことについての移り変わりといいますか、そういったものについての把握はなかなか難しいと、現状ですね。それで、年度初めとかに契約等をお願いする際に、面積とかそういったものを今、例えば100お願いして10人でお願いしてるんですけども、これが例えば高齢とかいろんな形で5人しかできないよとか、そういうことになれば当然100が難しくなってくるわけですから、面積を減じてお願いするとかそういったことの打合せをしながら調整をさせてもらおうと。調整といいますか、できる範囲でのという。おっしゃるとおり今こういう熱中症であったり、あと作業員の方が高齢化というのはこれはあっちの河川のほうでも同じようなご意見がありまして、そういうことがございますので、機械を導入するとかそういった工夫もしてございますので、それについては当然ながらそういった工夫といいますか、状況に合ったやり方についての対応はしていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

各地区大変になってきているというのは町長もご存じのことかと思えます。

その上で、今ご答弁もいただきましたけれども、3要旨目に入っていきたいと思うんですが、自走式と乗用を購入されて私も同じ委員会に入っていますから存じておりますが、この辺の評判というのはどういうふうな評判がある。評判というか、使用してみてどういうのがあるのかをお尋ねをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

評判につきましては私の聞いている範囲の中でございますけれども、やはり使ってよかったと。こういうものがあって便利になってよかったということがあります。最初は自走式であったんですが、それについても自走式ですからリモコンではなくてそういうのをやったときに、使いではいいんですが、ただ場所によって使える場所となかなかそうではない場所と、広い棚のところであれば非常に便利なんですけれども、のりですとかそういうところになったときの難しさはあるというお話は聞いております。

あとリモコンも今度取り入れました。あれも45度までやるということなんですけれども、それもそのとおり能率が非常にいいんですが、そういった細やかなところといえますか、そういったことについてはやはりなかなか追いつかないといえますか、そういったところがあるということ。あと操縦についてもやはりああいった機械ですので、一旦講習といえますかそれはやってやるわけでございますけれども、そういったものについてもやっぱり熟練度とかそういったことについても今後課題、課題といえますか、そういったこともやっていかなければいけないのかなというような思いがございます。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

私もおおむね好意的な意見を伺っています。ただ、刈り幅がちょっと狭いという意見も結構ありまして、大きくすれば今度移動するのが大変ですから、その辺もいろいろ町長おっしゃったように検討が必要だと思いますけれども、今後もっといいものが出てきそうだとも思っていますし、今のところ価格が1台150万円から400万円ぐらい

するんですね。いいものだとどんどんもっと高いと思います。これ各地区に買えと言ってもなかなか難しいですよ。ですので、今回3要旨目でレンタル、なぜレンタルかという、私、いろいろ意見を伺いながら、各地域の振興協議会に購入をしていただいてそこに補助金を出すのもありかなとも思ったんですけども、いかんせん機械ですのでどこかで必ず何か不具合が起きると。そうすると、その不具合が起きた地区に何ていったらいいか、批判が殺到するんですよ。あそこの地区で使って壊したというのがね。これ何かトラブルのもとになってくるんですよ。そういう意味ではやっぱり公のところが保持、保持というか購入をして保管をして、あるいはメンテナンスもでしょうし、使っていない秋口とかであれば、公園とかほかの道路とか除草に私は使えるんじゃないかと思うんですけども、今の意見を聞いていかがですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

機械を各地区でというのはなかなか難しいと思います。維持管理もありましょうし、そういったこともありますので、そういうこともありましてさっきも言いましたけれども河川愛護の形ではありますけれども、町のほうで買ってそれを貸出しとかやっています。県のほうでも仙台土木でもやってご存じだと思いますけれども、そういった形で大和町だけの課題ではなくて、ほかでもやっぱりそういった高齢化とかそういったものの課題があるということで仙台土木でも貸出しをしてるということになります。やっぱりやるとすればそういった形がいいんじゃないかというふうには思います。それが、後者がいいのかどうかというのはまた課題ですけども、そういった形で地区ごとをお願いするということではなくて、町なりとかがおって、そしてそれを使ってもらうといえますか、そういったやり方のほうがいいのかなど。もしそういう機械をやる場合ですね、そういうふうにあります。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

ご理解いただけたと理解しておりますが、そんなやっぱりメンテナンス、機械であ

る以上、必ず何かかにか不具合が起きる可能性もありますし、草丈が長ければ今度そこを刈るのにも今度刃を新しくしたりとかいろいろ課題はあるんですが、実際先ほど仙台土木というお話もありましたがこれは河川だけなんですよ。要は町道とかこういうグラウンドとか教育ふれあいとかに貸してくれないので、やっぱりその部分をケアする何かしらの事業ももう待たないと私は思います。現状でも除草作業に行くと、私かもう一人が1番最年少になるのかな。あとはみんな60代、70代、ややもすれば80代、皆苦勞しながら本当汗かきかき見てるだけでも私自分もちよっと具合悪くなったりしますけれども、見てるだけで本当にかわいそうになります。やっぱりそれだけ協力をいただけるのであれば、そういう部分でぜひ応援をしてあげるのが町の役割だと思いますし、先ほど町長おっしゃったように私はリースでいいと思いますよ。ある程度メンテナンス料が必要だと思いますから。もちろんそんな何万円も高い金額は必要ないかと思いますが、その分例えば委託料から少し引くとかそういうことが可能だと思いますけれども、今の意見を聞いてどうですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今町で持っている河川愛護という形になってはいますが、あれも河川愛護専用と言っているわけではないと私個人的に思っているんですよね。時期がどうしても重なってくるということがあつたりするので、そういったことについてはあると思いますので、今のやつだつて調整がつけば道路で使ってもらつとかそういったことは可能だと思います。ただ、その貸出しの仕方が今おっしゃったレンタルとかそういった方法もあるということですので、そういった部分についてはいろいろ研究といたしますか、やる必要があるというふうに思っておりますが、そういった機械の活用をしながらやっていくというのはこれから必要になってくるものだというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

認識を一致させていただいたと私も感じておりますが、本当にもう待たなしなんです、地域の現状から言えば。確かにトラクターにつけてやるハンマーナイフというものもあるんですが、それだとちょっと例えば町道をやるときは石が飛んだり、あとはポール、デリネーターというんですかね、あれが立ってたり電柱があったり、やっぱりそういう部分ではちょっと怖い部分があるので、そういう意味ではどんどんこれから技術も発達するでしょうから、こういう機械をぜひ振興公社なのか私は今回振興公社と言わせていただきましたけれども、こういうのを町の景観もそうですし、やっぱり草ぼうぼうの町道は嫌ですよ、私も。そういう意味では、今後ぜひ前向きに検討していただいて早めの導入をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、最後に町長のご答弁を伺って終わりにしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の現場の作業といいますか、草刈りとかそういったものについては公社もそうですけれども公社の人も足りなくなってくるような状況です。それは大和町に限らずの状況でありまして、そういったものについての機械化といいますか、それは事務機の機械化だけではなくてそういったものが必要な時代になってくるんだというふうに思っています。そういったことで、そういった方向性にはなってくるんだらうというふうに思いますので、この機械化というのはすぐそうになっていくと思います。ただ、どういう機械がいいのかというんです、広いところであれば何でもいいものがいっぱいあるんでしょうけれども、公園とか道路とかになってきた場合にはそれなりに何ていうか、細やかな部分があると思いますので、そういったことについても研究しながら取り入れていくのはこれからの方向性ではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

本当に町長今おっしゃったように様々な課題もあります。ですが、こういう課題をやっぱり解決していくのも町の執行部もそして我々もそうかもしれませんが、やって

いかなければならない。これはもう逃げられないですから。草は毎年生えますから。なんぼ舗装したってそこから今度生えてくるんですから、そういうのはぜひ町民の皆さんにもご協力いただきながら業者さんにもご協力いただきながら、町の景観というんですかね、環境というんですかね。ぜひ今後も維持管理をしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

次に、10番渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

それでは、2番バッターで一般質問をいたします。

1件目、役場にドローンを導入しては。ドローンは世界的に民事や軍事などに使用され、目覚ましい進歩を遂げていると言われております。自治体にとって、日常のパトロールなど業務効率化に寄与する能力を秘めており、また、風水害や地震災害時の迅速な情報収集・共有や軽易な物資運搬などに能力を発揮すると言われております。

6年前に一般質問、これはドローン導入、同じ質問でございましたが、町長から研究する旨の答弁をいただきました。ドローンの進歩した現時点で導入についてどのように考えていらっしゃるのか、町長のお考えを伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、渡辺議員の役場にドローンを導入してはについてお答えをします。

近年ドローンの活用につきましては、防災にかかわらず、メディアの撮影等あらゆる場面で目にするようになりました。

国内でも気象変動等の影響による大雨や地震が頻発しておりますが、本町でも有事の際は速やかに現場に足を運び、その状況を確認して対応していく必要がございます。

そして、災害発生中の状況確認だけではなく、その後は浸水や土砂崩れ等により現場の状況を詳細に確認できない場合もございますので、そういった場合、ドローンは

有効な手段であると認識しております。

昨今ドローン技術の進展により、防災面では被害確認、被害者の発見、情報の収集、物資の運搬、被災者の救助等の対応ができると言われており、また、迅速に対応でき、救急車の二次災害、リスクが少ないというメリットもございますが、天候に左右される、長時間飛行が難しい、積載可能荷重が少ない、熟練した技術が必要となるための運転者の育成が必要となるなどの課題があるのが現状でございます。

物資運搬についてのご質問がございましたが、現在、国土交通省ではドローン物流の社会実装に向けた検討会を重ね、令和5年度に実用化事業の公募を行っている段階でございます。実用化となれば、過疎地域等における輸配送の効率を上げ、運搬に関わる二酸化炭素の削減と日常における不便を解消するなど生活の利便性が向上し、併せて災害時においても活用可能な範囲が広がり、輸送手段の一つとなるのではないかと考えております。

県内では、仙台市が災害時だけではなく平時の際も行政の各業務への利活用が可能ではないかということから導入し、職員の育成を行っておりますが、いまだ実例が少ない状況でございます。

ドローンは例年性能が向上しており、今後その必要性を踏まえまして、有人地帯での目視外飛行ができるレベル等、さらに技術が向上することを期待するとともに、導入へ向けた課題整理や情報の収集を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

浅野町長とここで議論を闘わず、これも今日最後になってしまったのかなと思っております。

一般質問するに当たり、できれば返事をもらえるような一般質問をしたい。そういうようなことで今回臨んでおります。

私、前職は自衛隊でパイロット、村井知事なんかと一緒にやっていたわけですがけれども、どうしても目が空に行ってしまうと、今回、1件目もドローン、2件目もドローンというような質問をしているわけですがけれども、結論の答弁をいただいたところで、前回は研究するというご答弁をいただきました。ですので、全く導入とかそうい



うことは考えないで、研究だけするというご答弁だったんだなというふうに認識をしておりますけれども、本日は、導入に向けた課題整理や情報の収集を進めていくというご答弁をいただきました。町長、ご退任に当たり、できれば導入するということろまで踏み込んでいただくと私も質問したかがあるというかすっきりするんでありますけれども、そのところはあまり申し上げても何ですから、ドローンについては小型ドローンとそれから大型ドローンの2つに分かれるんだそうですね。小型ドローンというのは200グラム以下が小型ドローン、それからそれ以上のものについては大型ドローンという範疇で、どこですかね、農水省やそれから国交省やその辺が考えて法体系とかそういうものを進めているというふうにも聞いております。

今、私が町長に導入してはどうかというのはどちらかといえば小型ドローンの部分であります。小型ドローン200グラム以下で各課が使えるようなドローン、価格的にあるいは性能的にどのようなものか、少しだけでもご存じでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
小型、大型というのがあるのは存じておりますし、小型ドローンというの私1つ持っているんです。あれが小型なのか何だか分かりませんが、すぐ飛ぶんですよ。びゅーんと。それでカメラがきちっとついていて、ビデオが撮れたり写真が撮れたりということが出来ます。ただ当然目視ということになっておりますので、ただ風とかにすーっと流されるんですね。これは個人の趣味の範囲のお話でございますが、そのぐらいの知識は持っているところでございます。

それからよくいろんな大会とかやって小型のやつですばらしい技術でやっているのを見たりとか、小型ですとそういったどちらかというレジャーといいますか、何ていいますか、個人の趣味といいますか、そういった範囲なのかなと私思ったもんですから、小型でどこまでできるのかというのについてはちょっとそこまでは分かりません。

議 長 （高平聡雄君）  
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

町長がドローンをお持ちだと今初めて伺いました。なら話が早いんじゃないかなと思うんですけども、小型ドローン、一番いいものでも8万円くらいだそうですね。6万円から8万円で最上級機種が買えるということだそうです。通達距離というか、コントロールできる半径、これは8キロだそうですね。ですので、例えば台風一過、情報収集しようといった場合に大和町で2つぐらいあって予備のバッテリーを持って出かければ、大和町の西部と東部に1個ずつ持って行ってそして飛ばして撮影できる。

一つ、町長、お尋ねしたいのは、ドローンはライブ配信ができるというのはご存じでしょうか。そのできるかできないかだけお尋ねをします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ライブ配信というのは現場なんかでやっているのがありますので、小型ができるかどうか分かりませんが、ライブ配信もできるんじゃないかというふうに思っております。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

町長のご認識は正解だと思います。ライブ配信できるんだそうです。私も現物とかライブの状況を見たわけではないので、話だけで、知識だけで知っているだけなんですけれども、そうしますと、例えば町民課で不法投棄、これをあつたという場合に、不法投棄、崖下に大体捨てるのが一般的かなと思うんですけども、崖下に降りて行って見たりしなきゃいけないのかななんて思うんですけども、ドローンがあれば、そのままドローンを飛ばしてアップで、そして、課長以下は役場の自席においてライブ配信で電話しながら、もうちょっと右とか、もうちょっと左とか、ちょっとアップしてくれとか、そういうやり取りをしながらそこで使えと。それってすごく効率的ですし、それから町民課の皆さん全員に一遍に情報共有できると

思います。もちろん、農林課で森林ですね。こういったものを見る場合に、課長は自席で同じようにもうちょっと右に行けとか左に行けとか、そういうふうに使えます。それから災害時は、町長ご自身が災害の状況をですね。台風一過ですとすぐに風は収まる、しかし被害は残る。そういった中で、水害の状況がどうなんだ、道路の決壊状況がどうなんだ。これはすぐ分かるわけですね。災害対策本部に詰めている職員の皆さんも一堂に会して、例えば65インチのテレビをつければそれにばんとアップで出てくる。そして、価格が8万円。これは町長、今のうちにここでさっき答弁いただいた課題整理に向けた情報の収集を進めるではなくて、導入すると言い切ってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご期待に沿うお答えになるかどうかは別ですけれども、性能とかそういったものが格段に上がってるんだなというのは私も思っております。ですから、そういった形で今後ドローンを活用してやるということについては、非常に大事な、何ていいますか、道具といえますか、そういったものになっていくんだろうなというふうに思っております。

それを町のほうでやるかどうか、6万円から8万円って私のはもっと全然小さいのでそんなに高いものではないので、ちょっと私のは問題外だと思ったんですが、そういったものについての今度技術的な問題とかそういったものもあるんだろうと思います。

今農家の方でも持っておられる方がいて、皆さんもお使いになってる方もいるのかもしれないけれども、そういった方の中でも例えば山遭協、遭難関係ですね、あぁいった警察署とかそういった形の協会に入って連携を取っている、活用しているような方もいろいろおいでだというふうに聞いております。

町で持つということも一つなのかもしれないけれども、そういう方と連携をして、そしてそういった確かな技術、そういったものを持った中でやってもらうというかそういった、何ていいますか、捜査といえますか、そういったのも方法の一つなのかと思っております。

仙台市でも20人ぐらい資格を持っておられるということですが、その技能の維持の

ためのまたいろんな形の研修とかそういったこともあるようですし、そこまで人間的に、人的に、仙台市がいろいろあるというわけではないんですが、そういったこともありますので、ドローンの何ていいますか、機能とかそういったもののすばらしさはよく私ももう理解しておりますが、その活用の方法については町でもってやるのも一つだと思いますし、今申し上げましたようにそういった方々と連携をしながらやっていくという方法等いろいろその辺はまだ考える部分があるんじゃないかなというふうに思います。必要性といいますか、ドローンの価値、機械の価値というものは私はそのとおりだと思います。

議 長 (高平聡雄君)  
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

1 件目につきましては大体議論が終わったんじゃないかなというふうに思いますので、2 件目に入らせていただきます。

ドローン補助金制度を新設しては。農水省などの国は、個人を対象にドローン購入などに充てられる補助金制度（ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金、小規模事業者持続化補助金）により、農業従事者に対してドローン導入を後押ししております。

本町としても、ドローン購入やドローン操縦に必要な資格取得などの補助金制度を新設し、農業従事者等を支援してはどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。

議 長 (高平聡雄君)  
答弁を求めます。浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ドローン補助金制度の新設についてでございます。

農業分野におきまして、ドローンは農薬や肥料の散布、播種作業に主に使用されているところでございます。現在、ドローンで農薬散布を行うために、特定の団体の資格・免許・ライセンス等の取得義務はございませんが、農薬散布は航空法に基づく飛行の許可・承認が必要となる危険物の輸送、物件投下に該当するため、ドローンを飛行させる者は一定の技能、飛行経歴を有することが必要とされておりますこ

とから、国の指定試験機関や航空局ホームページに掲載されている民間講習団体等で操縦技術を習得することが必要となっております。

また、ドローン対応の薬剤が限定されていることや風に飛ばされた薬剤が周辺の非対象物に付着するドリフトのおそれもあることから、農薬取締法に基づき、農薬を安全かつ適正な使用を行うための一定の目安として無人マルチローターによる農薬の空中散布に関わる安全ガイドラインが定められておりますので、それに沿って行うこととなります。

ドローンによる農薬散布効率は、1ヘクタール当たり10分程度と言われておりますので、労働負担の軽減や作業時間の短縮が図れることなどのメリットがあり、導入が進んだものと考えられます。

その一方で、初期費用としてドローンの購入価格が1台当たり100万円から300万円程度、操縦技術習得に関わる講習費用に20万円から30万円の費用がかかることや、年1回の定期点検や整備、損害賠償保険などで年間20万円程度の維持コストがかかること、航空法に基づく許可、承認などの申請手続の煩雑さなどの課題もあり、農業者の経営面積や従事体制によってはコスト対効果が見合わないため導入を見送っている場合もあるようです。

本町においては、現在複数の農業者、7経営団体が国や県の補助金により購入し、ドローンによる農薬散布等を行っているところでございます。ドローンの購入補助につきましては、国や県の補助金のほか、ドローンに限ったものではありませんが、町の単独事業としまして集落営農組織等を対象とした転作用栽培機械の購入を補助する集団営農用機械整備事業、補助率2分の1で上限75万円でございますが、この事業がございませぬ。

本町では、ドローンによる農薬散布や操縦技能習得の講習費用などの補助はございませぬが、既に補助している自治体があることは承知してございませぬ。

農業者の高齢化や担い手、後継者が減少傾向にある中、労力の軽減、生産性の向上などの利点があるドローンの有用性は認識してございませぬので、どのような支援が有効であるか、今後の普及の見通しなどと併せて調査、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

町長、1件目は6年前より6メートルも10メートルも進んだように思ったんですけども、ここは今後の普及の見通しを調査、研究ということで、あんまり前に転がっていないなという答弁をいただきました。

ご答弁の中で、本町でも7団体がということだったんですが、この7団体は町のほうに相談は受けたのか受けていないのか、その辺は伺ってよろしいですか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その状況につきましては担当課長のほうから申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長(阿部 晃君)

それでは、ただいま渡辺議員から質問がありましたことに対しましてお答えさせていただきます。

今回7農業形態が使用されておるところなんですけれども、そちらの補助金の活用につきましては相談があったものとなかったものと両方がございます。その他、最初に相談がありましたものについては、大体3件くらいですかね、3回相談があったんですけども、ほかにはなくてそのまま進んでいたものもございました。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

ちょっとしつこいんですけども、相談を受けたのが今7件中3件相談を受けたということだったんですけども、それに対して役場として回答をしたのは、そうい

う補助金は町にはないのでそれはできませんという回答だったのか、その辺のところを質問をいたします。

議 長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
それでは、その件につきましても担当課長のほうから申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)  
農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長(阿部 晃君)

それでは相談あったものになんですけれども、そちらにつきましては国の補助金等でありましたので、その活用方法についてどのように進めたらいいのかということで相談があったものでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)  
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

国の補助金に対しての質問を受けたということは理解をいたしました。

もう一つ伺いたいですけれども、ご答弁いただいた中で、既に補助をしている自治体があることを承知なさっているというご答弁を頂戴したんですが、この自治体がどれぐらい補助を受けて、それを認めてどのような補助をしたというのは分かる範囲で情報をご提供いただければと思いますが。

議 長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その件につきましても担当課長から。

議 長 (高平聡雄君)

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長(阿部 晃君)

補助の活用状況でございますけれども、ほかの町村までどのぐらい補助しているかというところまでは把握してございませんでした。申し訳ございません。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

農業従事者の高齢化、これはもう既にかかなり進んできていると。若い担い手が少ない。そんな中で効率的な農業の推進、これも言われております。農薬、あるいは除草剤、あと種まきですかね。こういった中で、大型ドローンの発展に伴って少しずつ出てきていると。そして、近隣自治体でもどうやら取り組んでいる自治体があるようです。それは今担当課から答弁いただきましたけれども中身は分かっていないということですので、情報を収集していただいて、何件ぐらい相談を受けて補助額が幾らぐらい補助しているのかとかその辺を掌握をしていただいて、ぜひとも本町でも前向きに考えるということがあってもよいのじゃないかなと思うんです。

特に大和町西部は山間地、それから東部はだだっ広い農地があるわけですし、ドローンの活用というのは計り知れないものがあると思うんですけれども、その辺、総合的に今議論をした中で、町長のお考えをもう一度お伺いをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ドローンについての他町村の情報収集といいますか、実績、またどういったものが求められていてどういった実績があるのか。そういったものにつきましてはいろいろ調査してもらいたいと思います。農業に対する考え方ということでございますが、



今の集団化で非常に大きくなっているエリア、あともう一つは個人であり大きくないといえますか、そこに入りきれない人とかそういった農家さんがおいでだというふうに思っております。集団化というかそういった組織立ったところについてはある程度のこういった大きな補助も見られますし、そういった対応といえますか、どちらかというところのほうにウエイトがある今農政になっておりますので、そういったことについてのやり方が一つと、もう一つはやっぱりそこまでなかなかできない、できづらい、環境がそうになっていない、そういったところもありますので、そういったところに対する農業の補助と今そちら両方大事になってくるんだというふうに思っております。

その中でドローンがこういった役割を果たすのか、こういったエリアにそういったものが必要になってくるのか、そういった細やかなところでこういった活躍ができるのか、そういったことも先ほど言いました各町村の状況等も調べながら、そういったものを勘案しながら農業の担い手の支援といえますか、応援、町でできることについていろいろ考えていかなければいけないというふうに思っております。調査はさせていただきます。

議長 (高平聡雄君)  
渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

以上で質問を終わるわけなんですけれども、農業用ドローンについては補助金については額も大きいでしょうし、それから事業者の方の負担も大きい。こういった中で、今日議論したから明日にでも導入するとそういうわけにはいかない。これはもう重々理解するところです。ただ、役場に小型ドローン導入については予算的に小さな予算で済むんじゃないかなと。取りあえずものを入れて職員の方に練習をさせて、万が一災害が来たら使わなきゃいけないわけですので、10日もあれば台風が発生して飛んでくるんですね。その台風がどこに来るかというのは、線状降水帯云々分からない。そういった中で役に立つのが分かっているのであれば私は導入してもよいのではないかなと。

ぜひ町長、退任前にお考えいただきたいと思うんですけれども、ちょっとしつこく言いましたけれども、以上で私の一般質問を終了いたします。

議 長 (高平聡雄君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の行政報告に訂正がありますので、発言を許します。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お許しいただきましたので申し上げたいと思いますが、午前中申し上げました行政報告におきまして、一部抜けていたといいますか部分がございましたので、訂正させていただきたいと思います。

行政報告の 3 ページから 4 ページでございまして、大和町の子供たちの活躍という部分でございまして。

ここにおいて、宮床中学校では女子ソフトテニス部、女子卓球部がそれぞれ東北大会に出場しておりますと宮床中学校にこのような表記をしておりました。申し訳ございませんでした。

宮床中学校では、出場種目につきましては個人戦では女子テニス部が全国大会に出場しております。また、テニス部は個人、団体、女子テニス部、女子卓球部、このそれぞれが東北大会に出場しておりますので、お詫びして訂正させていただきます。タブレットのほうは後ほど修正させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

議 長 (高平聡雄君)

引き続き、一般質問を行います。

9 番今野善行君。

9 番 (今野善行君)

それでは、一般質問をさせていただきます。通告に従って2件質問をさせていただきます。

最初に、中学校における部活動の地域移行への対応についてでございます。

令和4年12月にスポーツ庁並びに文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性が示されました。背景には、少子化が進み、学校の生徒数の減少により、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、少子化による集団活動への影響、さらには教員の超過勤務の解消を図り、深い生徒理解や授業の質を高めていく必要性などが言われた。

宮城県教育委員会のガイドラインによると、令和5年度を「移行検討期間」と位置づけ、令和6年度以降を「推進期間」として準備が整った市町村から地域活動に移行するとされております。

そこで以下の点についてお伺いします。

一つ、県教育委員会のガイドラインを踏まえると、令和5年度は移行検討期間として協議会組織の設置及び方向性の検討などを行うことになっているが、取組の進捗状況は。また、地域移行に伴う受皿と申しますか、各種目に係る実施主体・団体等をどのようにお考えになっているか。

2点目、地域移行に伴う部活動の教育的意義や学校教育における位置づけをどのように考えているか。

3点目、本町における現状を踏まえ、現時点で地域移行への背景との関連でどう分析し、どのような効果が考えられるか。また、課題はないか。

以上でお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

それでは、今野善行議員の中学校における部活動の地域移行への対応についてのご質問にお答えをします。

初めに、ご質問の中にありますとおり部活動の地域移行につきましては令和4年6月及び8月のスポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議からの各提言を受け、令和4年12月にスポーツ庁並びに文化庁から学校部活動及

び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されました。

その後、令和5年3月に、宮城県、そして宮城県教育委員会より学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版が示され、令和5年度協議会等の設置及び方向性の検討を行う移行検討期間、令和6年度以降を改革推進期間として、まずは休日の部活動の地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指し、準備が整った市町村から地域の活動に移行するとされたところです。

なお、平日の部活動については、休日の地域移行の定着などを踏まえて準備ができた市町村から実施することになっております。

1 要旨目の、取組の進捗状況と実施主体、団体等をどのように考えているかについてであります。

地域移行のための取組といたしましては、昨年12月に国のガイドラインが示されたことから、本年1月に町内中学校校長との情報交換会を開催、部活動の地域移行について話し合いを行い、また、3月に示された県の学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドラインを受け、教育委員会内での検討を行い、地域移行を担当する生涯学習課と学校及び部活動を所管する教育総務課において、地域移行について協議検討を行ってきました。

その後、7月に県スポーツ振興課、保健体育安全課から地域移行の考え方等の説明を受けるとともに、現在の町の状況について説明し、意見交換を行っております。

現在は、地域移行を関係者で協議するための組織として、仮称ではありますが、部活動地域移行準備会、以下準備会と言いますが、を立ち上げて、9月中旬に第1回目の会議を開催する予定で作業を進めております。

準備会の構成は、町内中学校校長、部活動担当教諭、町スポーツ協会と町文化協会の代表者、体育施設指定管理者、教育総務課、生涯学習課を予定しており、年度内に複数回の会議を計画しております。

準備会におきまして、地域移行の実施主体、団体や種目、活動場所、指導者、今後のスケジュール、その他必要事項について検討することとしております。

各種目に関わる実施主体、団体等につきましては、今後の準備会での協議にもよりますので、あくまで現時点で想定しているものということでご理解をお願いいたします。

地域移行の受皿としての実施主体、団体等といたしましては、県内で地域移行に取り組んでいる岩沼市の例を参考に、1つとしては保護者が組織する団体、2つ目としては保護者が組織するスポーツ少年団、3つ目としては大和町体育施設指定管理

者が所管する形、4つ目は既存のクラブやスポーツ少年団などを中心に検討を進めていきたいと考えています。なお、部活動につきましては、現在、大和中学校で運動部12種目、文化部4種目、宮床中学校が運動部11種目、文化部3種目となっております。

2 要旨目の、教育的意義や学校教育における位置づけをどのように考えているかについてお答えします。

学校部活動につきましては、学習指導要領で、特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することとされており、異なる学年との交流の中で良好な人間関係の構築や、活動を通して自己肯定感を高めるなどの教育的意義の高い活動とされております。

今回の部活動の地域移行に伴う活動につきましては、学校教育とは別に学校と連携して行う地域クラブ活動となり、社会教育法上の社会教育の一環として捉えられ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上のスポーツ、芸術文化としての位置づけにされるものとなっております。

地域クラブ活動の教育的意義につきましては、スポーツ庁並びに文化庁のガイドラインにありますとおり、学校、部活動の教育的意義を継承、発展させ、新しい価値を創出することが大切になると考えます。

3 要旨目の本町における現状を踏まえ、現時点で地域移行への背景との関連でどう分析し、どのような効果が考えられるか。また、課題は何かについてであります。地域移行の背景として、全国的に少子化が進み、学校の生徒数の減少により子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、少子化による集団活動への影響などがあるところです。現状といたしまして、全国の生徒数が平成12年時点で約410万人。令和4年で約321万人と20年ほどの間に21.7%減少しているのに対し、本町は企業誘致等による職住近接のまちづくりの成果もあり、平成12年に866人、令和4年は825人と4.7%の減少と、全国と比べ減少率は低くなっているところです。

しかしながら、現在、町の人口が幾分減少傾向にありますことから、今後は生徒数の減少が進むことも視野に入れる必要はあるものと思っております。

部活動の地域移行の効果としては、生徒への継続的な活動機会の提供、専門の指導者からの指導、休日の地域クラブ活動として、平日の部活とは別な種目への参加が可能など、生徒の生涯にわたってスポーツ、文化芸術に親しむ機会が確保され、生

徒の心身の健全育成等に寄与するものと考えます。

地域移行の課題として主なものとしては、地域クラブ活動を実施し、指導を行う受皿団体等の選定、指導者の継続的な確保、移動手段や活動場所などが挙げられますが、中でも移行の受皿団体等の選定とその指導者の継続的な確保という点が大きいものと考えております。

現時点で明確に決定しているものではありませんが、今後準備会におきまして、県の助言、説明等もいただきながら、大和町の実情に合った地域移行について検討を行い、今回の地域移行が中学生のスポーツ、文化、芸術のよりよい機会の提供となるよう進めてまいりたいと考えております。

議長 (高平聡雄君)  
今野善行君。

9番 (今野善行君)

丁寧な説明ありがとうございます。

まず今回取り上げたのは、やっぱり中学生そのまま今後こういう部活動がどうなっていくのかなという不安ですね。地域移行を仮にした場合に、自分たちの立ち位置といえますか、学校との関係とかそういったものを非常に心配されている生徒の方もいるということで取り上げたところでございます。

まず答弁書の中で二、三お伺いしたいなと思うんですが、このいわゆる地域移行といったときにこの地域の範囲をどういうふうに捉えておられるか。いろいろ地域の区域といえますか、場所によっては遠方になれば遠くなったりするというような問題等も新たに出てくるんだろうと思いますが、今町として考えている地域の範囲、どのように考えておられるでしょうか。

議長 (高平聡雄君)  
上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

地域の範囲ということなんですが、国の方針としては、各市町村、自治体で実施主体として考えていくというふうな、実施主体は受皿がありますけれども、範囲とすれば各自自治体の範囲内で考えていくということとなっております。

例えば大和町であれば、両中学校がありますけれども、練習場所1か所ではなくて、例えば大和中学校を会場に行くと、宮中を会場に行うとか。あるいは総合体育館とかいろんなケースがあると思うんですね。そんな形でまず基本的には町内というふうな形で考えております。

議長 (高平聡雄君)  
今野善行君。

9番 (今野善行君)

地域、そういうふうに整理していかないと生徒さん、あるいは保護者の方からすればいろんな不安といいますか、そういうのが出てくるのかなというふうに思うところであります。

ただ一方で、その地域を考えていったときに、例えば大和中で12種目、宮床中学校で11種目というこの種目があるわけですよ。その受皿を町内だけで全て受入れられるのかどうかという、今すぐの話ではないと思うんですが、心配される場所でもあります。

将来を考えた場合に、さらに何ていいますか、生徒数が減っていったりというようなことになってくると、その課題というのは際限がなくなっていくのかなというふうに思っているんですが、要するに私が気になったのは国で言っている少子化の絡みでこういうことをやっていくんだと言ったときに、何ていいますか、人口の少ない市町村にとってはいずれどっちもどうしようもないことになってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

やっぱり学校を基点にして活動できる子供たちも参加できるということがあるんじゃないかなというふうに思っておりましたので、国のその辺の考え方、どこまで深められてるか分かりませんが、そういった部分との関連、町としてはどういうふうに見ていくといいますか、捉えていくんでしょうか。

議長 (高平聡雄君)  
上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

今議員おっしゃったとおり、私たちも国から当初出てきたときには令和5年、6年、

7年で完結させなさいという話で来ていたんですね。それがスポーツ庁と文化庁の基本的な考えだったんですが、やはり全国から声が上がって、それは無理だというふうなことが出たために、では各自治体のほうで令和5年度は検討する期間で、6年度以降にできるところからやってくださいと言うんですが、今言ったように、先ほど岩沼市を出しましたが、岩沼というのはコンパクトシティで町の中央にあるスポーツ施設で市内から全部自転車で行けるんですね、ほとんどが。そういうところもあれば、やはり難しい地域もたくさん全国にあると思うんです。ですから、これからまさにどんな形になるか。しかも部活動であれば、全国ほとんど同じ形で同じに文科省の指導要領があって、それを受けて校長の指導のもとに学校の教員が生徒指導、学習指導同様の意識を持って部活動を指導する。しかも子供たちは隣でやっている別の部活を見れますよね。ですから、全国的な足並みがあったわけです。ただこれから先地域移行した場合に、社会教育ですから学校教育法から出てしまう部分があるんですね。そういう部分で非常に早急に進めることが危険性もあるんだろうなということで、十分情報を得ながら関係者と相談しながら進めたいと考えております。

議長 (高平聡雄君)  
今野善行君。

9番 (今野善行君)  
私も同じようにそういった部分では教育長がおっしゃったようなことを非常に懸念しているところでございます。  
それから本町の実情もいろいろ説明いただいたわけでありましたが、これまで校長先生方との情報交換会、あるいは教育委員会内での検討を協議をされてきたというご答弁があったんでありますが、この辺の内容を差し支えなければ分かる範囲でお答えいただければと思います。

議長 (高平聡雄君)  
上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)  
結論から申し上げます、現在は県から出ているもの、国から出ているもの、マニユ



アルとかあるいは文書等の確認作業が主なもので、県のほうもまだ立ち位置がはっきりしていないんですね。これまで令和4年度県で3月に出した学校部活動地域クラブ活動のガイドライン第1版というものの読み合わせとか、それから国で出したガイドライン、国のほうからは4年の12月に出ている先ほど答弁の中でも申しましたけれども総合的なガイドラインというものです。あとはこれまで出ている新聞記事、提言等について、これまでの流れを踏まえて現時点の状況を把握している段階です。準備会を立ち上げましたら、1回目は初めて集まるメンバーですので、再度これまでの流れを確認し合いながら今後の方向性について検討しますが、その際、やはり県のほうから担当者呼んで、県のほうにも知事部局のスポーツ振興課と教育委員会部局の保健体育安全課、両方からできればお呼びをして、そして確認作業をしながら進めたいなというふうに考えております。

議長 (高平聡雄君)  
今野善行君。

9番 (今野善行君)

この問題、非常に難しいなと自分自身も質問しながら思っている課題、課題がいっぱいあるなと思っております。そういう意味で非常に冒頭でもありましたが、地域の捉え方を聞いたのは、そういう意味で地域の中にこれだけのスポーツ種目に対しての受皿がどのぐらいあるのかなという一つはそういう心配といいますかそれがあるのと、要するに学校の教育活動としてやることによってやっぱりこれだけの種目がやれるのであって、地域移行にした場合にはこれだけの種目を地域移行の中で全てやれるのかというそういうちょっと心配があるのではないかというふうに思っております。

今のお話にもありましたように、現段階でなかなか難しい部分もあって、ご答弁もお答えいただく部分もないかというふうに思っておりますが、これだけの種目の中でこれから地域移行に、例えば、何かの種目を移行したと。どこだったでしょうかね、どっかで何かの種目だけ取りあえず試験的にといいますか、移行しているところもあるようでありますけれども、そういった場合の町、あるいは教育委員会としての支援の在り方はどういうふうにお考えでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

支援につきましてもやはり県内全ての市町村で実施されるわけですので、大和町だけがこうします、ここはこうしますという形はなかなか難しいんだと思うんです。国のほうでも現在個別の支援についてはものを言っていないんですね。先ほど例に出した岩沼の場合は、基本的にはスポ少と同じ考えですからというふうなことのようなんです。ただ新聞記事にもあったとおり、岩沼市で説明会を開いたんですね。スポーツ関係団体から5人が集まったけれども、スポーツ関係者に丸投げするのですかというふうな記事があったと思うんですね。ですから、いろんな課題がまだまだ出ると思うんです。やはりその辺を見極めないといけないなというふうに考えております。

現在やはり学校の部活12なり11、文化部のほうも4前後あるものですから、それは個別にどんな形が方向性として見いだせるのか。その場合に当然、教員も兼職兼業で関わるが出てきますので、教員がどの程度関われるのか、その辺なども今後話し合いながら順次進めていきたいなというふうに考えております。

議長 (高平聡雄君)

今野善行君。

9番 (今野善行君)

その部分も非常に支援の在り方といいますか、生徒が、何ていうかね、何も心配なく活動できるような体制づくりも非常に大事ななというふうに思っているところでございます。まずそういった今の現状については今お伺いしたとおりだということで理解したところでありますが、これからまだまだ多くの課題があるのかなというふうに思っているところであります。

2要旨目の関係であります。教育的意義と学校教育との位置づけの関係についてでございます。

仮に地域移行した場合に、要するに現時点で先ほどおっしゃられたような学習指導要領との関係で非常に教育的意義が非常に重要だよというふうなありますということで、これは学校教育の一環として行われてきたということがまず前提にあったんだろうというふうに思います。そういう意味で非常に教育的な重要な意味があると

いうことであります。内容については言うまでもないんだろうと思いますが、スポーツに親しむことによる心身の健康といいますか、そういう意義が成長なりそういうものがあると。それから生徒自身の主体的な活動に通して達成感とか責任感とか、あるいはチームでの連帯感とかそういった培われることによって自主的な学習意欲へのつながりといえますか、そういうこともあるのではないかというふうに言われております。あと先輩、後輩、あるいは指導者等との交流といえますか、それがあ  
る意味、人間関係の基礎の礎になるとかそういう意味での教育的意義は非常に重要な意味があるというようなことでございます。

地域移行した場合にその中で学校教育との連携とご答弁ありました。その学校教育との連携を地域移行の受皿の団体なりそういうところとの連携をどういうふうに構築していくのか。この辺も教育委員の観点からすると非常に重要なことかなと思いますし、それから先ほどご説明の中でありました、先生方の、何ていいますか、兼職兼業みたくなるんですかね。そういう立場での連携とかいろいろ考えられるんだろうと思いますけれども、その辺はどんなことが想定されるでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

まず教育的意義という部分で考えた場合なんですけれども、例えば休日に移行するといった場合については、学校では平日部活動が行われます。これまで同様に学校の場合には部活動の意義が継承されていくわけですよ。休日については地域の方々が指導者となりますから、そういう辺で学校と指導者との話合いを持ったりしながら学校教育の考え方を理解してもらいながら学校で平日やっている部活動と地域の活動がうまく連携できるような動きにはまっていけると思うんです。

全面的に移行した場合、その場合にはやはり地域地域、学校が核となる部分となりますので、その辺での連絡会などを開きながら、校長が学校経営方針などを説明しながら指導者との連携を図っていくというそのような形で定期的な連携が必要なんだろうなというふうに考えております。

ただ、スポーツ庁と文化庁のほうで言っている新たな価値を創造するというふうなこともあります。継承発展させながら創造するというその部分が難しいんだろうなということで、この辺もこれから課題として検討すべきことだと思っています。

それから兼職兼業につきましては、これは学校のほうでも既に校内で話題になっているようなんですね。ある市町村のほうでは土日の部活動をお手伝いできる、やる気持ちのある方について聞いたら2割弱しかいなかったということを言っている市町村もあるんですね。そういう意味で、それほど楽観的には考えられないだろうと。あと現在、兼職ではないんですが、大和町には企業さんもいらっしゃいます。そういう意味で、企業の支援なども考えながらというのも一つの形ということも考えておきまして、できるだけ子供たちが希望する部活動に指導者が配置できる、そんなことができればいいなというふうに現在考えています。

議長 (高平聡雄君)  
今野善行君。

9番 (今野善行君)

大きな課題でこれから詰めるという話でございますけれども、難しいことかなというふうに感じているところであります。移行の方法としては、まるまる地域の中でやってもらう方法、それから今お話あったように学校が関わって兼職兼業でやって対応する方法とかいろいろあるようでございますが、その辺の在り方もいろいろ難しい部分かなというふうに思っております。

私が思ったのは、地域移行にした場合に、我々もそうなんですがスポーツ活動をやっていくとどうしても過熱化していくということがあったりして、よく新聞等でも報道でも言われていましたように暴力問題とかそういうところまで発展したりということがあります。そういう意味の部分の心配もあるわけでありましたが、過熱化しやすい性格の中で、例えば地域の中での練習量がハード過ぎるとかそういう課題も出てきたりするのかなと。

それからもう一つは勝利至上主義で勝てば我々も感動を受けていい話になってくるわけでありましたが、なかなかそうはいかなくて、そういったハードの練習なり、あるいはその部分の、何ていうか、誰がそれを押さえるとかあるいは管理していくのかというのも学校教育との関連でそういう問題も出てくるのかなと思うんですが、そういった部分ですね、一つはそういうその辺どういうふうに整理していくかというふうに思いますが、その辺のことをお伺いできればと思います。

それからもう一点は、地域移行した場合の保護者の負担ですね。送迎とかあるいは地域活動する上での負担金といいますか、活動費といいますか、そういった部分の

保護者の負担も別途かかってくる可能性があつて、言ってみればそれに耐えられる、何ていったらいいんですかね、それに応えられる保護者等であればいいんですが、応えるのが難しいとなれば、そういう子供たちはそういう部活といいますかスポーツ活動ができなくなるという問題も出てきて、今度それが学校内に行くと、何といいますか、格差といいますか、そういう問題が生じるのではないかなというふうに考えますけれども、その辺は今現時点でどういうふうにお考えになつてるか、お願いいたします。

議長（高平聡雄君）  
上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

まず1点目の部活動が地域活動、スポーツなり文化活動になったときに、やはり指導者によっては加熱、あるいは勝利至上主義という方向性がそれは当然あるんだろうと思うんです。決して否定できないと思うんですね。文科省じゃなくてスポーツ庁なり文化庁が出てきた中には学校の部活動とはまた違った活動に参加していいとか、あるいは軽スポーツというふうなことで部活動では現在行われていないその子供たちが楽しめるようなスポーツでもいいだろうという非常に幅広い視点を持っているんですね。そういう意味で、一概にラインを引くということは非常に難しいことだなというふうに現在考えています。この辺もいろんな国内の状況を踏まえながら方向性を探る必要があるんだろうなということがまず1点目です。

2点目の送迎負担については、岩沼さんの例を先ほど出しましたけれども、これは岩沼モデルということで今やっておりますが、大体受益者負担ということでその程度の負担をお願いする方向で向こうはやっているようなんですね。ただこれも実際には隣町は受益者負担です。隣町は一切別な形ですとなることも問題なんだろうと。ある程度この辺も県内で話し合っていく必要があるんだろうなというふうに考えております。

それから格差、当然今のようなことが総合的に考えればいろんな家庭があるわけですから、どの子も平等にスポーツができる、そんな環境をつくるのもこれは地域会なり協議会なりという、そういう協議の中での話題になろうかと思えます。

議長（高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 (今野善行君)

なかなかこれからの課題という取組、課題取組ということですので、単純に頭の中で考えているようなことがうまく整理するのも難しい部分があると思いますけれども、できるだけ生徒さんがしっかり活動できるようなやっぱり仕組みづくりが必要かなというふうに思いますので、これから新たに設置されます組織、その中でしっかり議論していただければいいかなというふうに思います。

それから3要旨目、本町の現状であります、この部分をお伺いしたのは、本町はまず先ほど説明ありましたように生徒数そのものが極端に減少しているという状況でないということですので、当面は部活動がなくなるとかそういうことはあんまり心配しなくてもいいのかなと思ったんであります、将来を見据えた形で今回この地域移行についての進め方、これもこういうことを考えればやっぱりある程度、何ていいますか、一気にというのは難しい話で段階的に進めざるを得ないんだろうなというふうに思うところでございます。この辺も、この新たな組織の中で併せて検討していただければいいかなというふうに思います。

それからもう一点は何といても受皿ですね。受皿がどのぐらいあるのか、それによって種目なりそういう受皿がない場合に、ではその部分は学校の教育の一環として従来どおりやるのか、その辺も出てくるんじゃないかなと思うんであります、その辺のすみ分けといいますか、その辺の現時点でのお考えあればお伺いします。

議長 (高平聡雄君)

上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

現在は、国や県の方向性としてある、まずもって休日に関する部活動については地域移行を行うということですので、やはり学校の部活動とは切り離れた形をつくることは必要だろうと思います。ただ、それが定着した後に学校部活動の部分になりますけれども、県のほうの実際の資料を読んでみても県としても文科省が指導要領をどうするのか一切言及していないんですね。それで、現在県のほうも手をこまねいている状況だという状態がありますので、なかなか学校の部活動までどうなるのかというのはまだ見えない状況があります。

議長（高平聡雄君）  
今野善行君。

9 番（今野善行君）

先ほど指導要領のお話ありましたけれども、これももののガイドライン等にも書いてありますが、検討も必要だと国のほうでは言っているようですけれども、この辺も難しいのかなというふうに思っておりますが、いずれ生徒の方々が満足のいく活動ができるような体制づくりに頑張りたいというふうに思います。

以上で1件目の質問を終わりとします。

次に2件目でございますが、杜の丘の新団地「しあわせの杜」という名称になったようではありますが、このアクセスの対応について伺います。

大和町杜の丘三丁目と隣接する富谷市杜乃橋二丁目の既存住宅団地北側に位置する「ハーモニータウンしあわせの杜」という名称のようですが、2019年5月に仙塩広域都市計画における市街化区域に編入され、戸建住宅302区画、計画人口は約960人を見込み造成されました。本年7月までに造成が竣工し、順次分譲を始め、24年3月末に事業完了を予定しているとのこととあります。

この新住宅団地に関し、近隣住民からはアクセス道路が1か所しかなく、朝夕の交通渋滞による交通安全上の懸念の声が聞かれます。

そこで、1点目でございますが、しあわせの杜から通勤等で通行量の増大が考えられますが、出入口の交差点に信号機の設置計画はまずあるのか。

2点目は、小野小学校まで約2キロ、直線距離であります。しあわせの杜の西側からの通学の利便性と安全性の観点から、杜の丘三丁目北側の通学路の設置が必要と思われるのですが、どういうふうにお考えか伺います。

議長（高平聡雄君）  
答弁を求めます。浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、杜の丘北の新団地「しあわせの杜」に係るアクセスの対応についてにお答えをしたいと思います。

しあわせの杜団地は、仙台北部地域での企業の工場機能拡充や従業員の確保等に

伴う住宅需要により杜の丘地区に隣接し、閑静で良好な住宅地を供給することを目的といたしまして、平成28年11月に土地区画整理組合準備委員会が結成されました。その後、令和元年5月に仙塩広域都市計画の市街化区域に編入され、同年7月に事業区域約17.8ヘクタールが宮城県から土地区画整理事業の事業認可を受けまして、大和町杜の丘北部土地区画整理組合により整備を進めてきたものでございます。

初めに、1 要旨目の出入口の交差点に信号機の設置計画はあるのかについてであります。

ご質問のとおり、しあわせの杜のアクセス道は1本しかなく、朝夕の通勤時の交通渋滞が懸念されることから、例年行っている信号機設置の要望とは別に当該交差点に信号機を設置できないか大和警察署と協議を行っております。

大和署では交通量の調査を行っており、現在は信号機の設置を必要とする状況ではないとのことであり、共用開始後すぐに信号を設置するのではなく、分譲に伴う車両等の交通量を加味して設置を検討したいとのことでございます。

しかしながら、団地入口交差点は東西線、杜の丘二丁目1号線が優先道路となっておりますことから、団地出口部側を一時停止扱いとし、警察署で一時停止標識を設置し、路面に止まれ、停止線、横断歩道のサイン対応をしていただいておりますが、引き続き信号機設置に向けて協議をまいります。

次に、2 要旨目の杜の丘三丁目の北側に通学路の設置が必要と思われるかどうかについてであります。

しあわせの杜団地から隣接する杜の丘団地へのアクセスする道路といたしましては、町道杜の丘三丁目16号線に接続する幅員14メートルの区画道路及び町道杜の丘三丁目4号線に接続する幅員6メートルの区画道路のほか、幅員3.4メートルの緑道2路線の合計4路線となっております。しあわせの杜の西側からのアクセスといたしましては、歩行者専用道路としての利用可能な幅員3.4メートル、延長31.7メートルの緑道が接続しております。しあわせの杜団地につきましては、小野小学校学区となりますことから、この緑道が通学路としての利用が可能かどうかにつきまして、今後、関係機関と調整してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高平聡雄君）

今野善行君。



9 番 (今野善行君)

これ地域住民からの心配の声でございます。なかなか7月に竣工したという中で、中になかなか入って見れない状況になっているんですね。バリケードが置かれていまして。ちょっと歩いて見てきたりしたんですが、出入りできるのは最初にあそこの頂上あたりの1か所だけになっているという状況のようでございます。

杜の丘の皆さんが心配してるのはやっぱり朝晩の交通渋滞なんですね。あそこの16号線ですか、杜の丘三丁目の16号線に接続する部分ですか。あそこのところは意外とここにもありますように、東西が優先道路になっていて南北の部分が一時停止なんですね。なので、意外とニアミスとか事故も起きているというケースもあるようであります。今の片方だけですけれどもね。それがあそこを通過するようになると、その辺の事故が心配だということが一つと、それから交通渋滞ですね。あそこの会社のほうまで抜ける道路、朝晩結構渋滞して車が並んでおります。そういうことで、全体で302も張りつくのはいつの時点になるか分かりませんが、今ほとんどが共稼ぎという中で、仮に車が1戸2台持つとすれば600台の車が動く可能性があるわけでありまして、そうなった場合の交通安全上の問題があるのではないかなということ、今回取り上げさせていただきました。

そういう意味でまず手っ取り早いのは、まずあそこの信号が最初かなというふうに思いますが、その辺急いでしてもらいたいかなと思っております。なかなか入れないと思ったのは、モデル住宅みたいなのは何軒か、二、三軒ですかね、建ってはいたのですが、なかなか車で入れないので詳細は見れない部分があるんですね。この渋滞を緩和する方法といいますか、これ本来であればこの図面なりが出てきたときにそういう意見を申し上げればよかったのかなと思うんでありますけれども、一つは富谷市で高屋敷工業団地かな、造成していますよね。言ってみれば北東方向を見るとすぐそこが背中合わせであって、相互にアクセスできるような道路を考えるべきでないかなというふうに思うのと、それから人のほうのお話で申し訳ないんですが工業団地の造成している中で、そこにつなげるような場所を現時点で設定してもらいたいような要請とかそういうことができないものかどうかですね、早めにしないと難しい話になってしまいますので、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路についてはご案内のとおり1本の状況です。これをやる前段でもいろいろ打合せをやったように、直接ではないのですが、いろいろそういった話は聞いておりますが、なかなかその辺の合意がお互いにうまくいかなかった部分があったのかどうか、結果的に1本になっているということでございます。

今新しい道路を今あちらの工業団地からということでありまして、どういったつながりができるのかということもあるんですけども、その前段でのそういったことがあってなかなかその道路をやることによってお互いに混み合うというような新しいところのほうではそういった考え方もあるということなんではないかなというふうにはこれは推測でございますけれども、ということでございます。

信号機については今申し上げたとおりお願いをして、警察でも必要性は認めているんだというふうに思いますが、現状としてまだ走っていないということがあって、今の一旦停止、あるいは通行止めの一旦停止の状況になっているということで、警察のほうでもそういった状況、本来であれば早くからということをお願いしているところでございますがそういった状況ですので、通常の信号とはまた違った見方をしてもらえているというふうには感じておるところでございますので、警察のほうについてそういったお願いをしていきたいと思っております。

富谷市さんにつきましては以前のことの経緯ということについても団地の方々から聞かなければいけないと思われまして、そういったことについてはどういうふうになるか確認、確認といたしますかね、そういったものについて確認できるかどうか、団地のほうから経緯についてとかその辺団地というのは今ある杜の丘さんですね、その辺についての事情とかを確認してみたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひ、安全上の問題、やっぱり交通渋滞するといらいらす部分もありますので、その辺はぜひ配慮していただきたいというふうに思います。

それから小学生の通学路の問題であります、なかなか奥のほうまで見れなくて上のほうから見ると西側が一番遠いような感じがするんですね。西側から幅員13.4メートルの緑道2路線というのがちょっと確認できなかったんであります、これで通

学路、仮に通学路になった場合にある程度短縮できるものなのかどうかですね。その辺、現場感のある話になってくるかと思うんですが、お願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

時間短縮ということについてはちょっと今お答えできかねるところがあるんです。先ほど申しましたとおり、緑道を活用してそれをつなげるということで一つの方法というふうに考えております。そのことについてそれがベストなのかというか、西側が一番遠いとおっしゃる方ですが、西側、それ以上西にちょっと行けない状況、何ていいますか、土地の形状からですね。そういうふうなところもあるようにも聞いておりますので、それについては先ほど申しましたけれども、教育委員会とかそういったところと関係機関と協議とか相談をしながら一番安全で近いといえますか、通学しやすい道路等々について、関係機関と協議してまいりたいというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

この辺は現場がきちんと見れないのと、何かまだバリケードがあるってことはまだ工事が完成していないのかどうか分からないんですけれどもそういう状況にあるようでありますけれども、いずれ地域住民がそういういろんな心配されているということ踏まえて善処していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、今野善行君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、月曜日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後1時59分 延 会